

## 肝付町家屋全棟調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、肝付町（以下「町」という。）が「肝付町家屋全棟調査業務」を委託する事業者を選定するにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

肝付町家屋全棟調査業務委託（以下「本業務」という。）

#### (2) 目的

本事業は、現行の家屋課税台帳及び航空写真等を基礎資料として、現存する町内のすべての家屋を現地調査において調査を行い、家屋の現況と、家屋課税台帳に登録している事項（所在地番、種類、構造、床面積等）を照合し、現況と登録事項の不一致があった場合、課税標準額の算出等、適正な課税のために必要な処理を実行することにより、固定資産税の公平で適正な課税を図ることと、町内に存在する空き家の実態を把握することを目的とする。

#### (3) 事業主体

肝付町

#### (4) 業務内容

別添「肝付町家屋全棟調査業務委託仕様書」によるものとする

#### (5) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### (6) 事務局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98 番地

肝付町役場税務課賦課係 家屋担当

TEL：0994-65-8414（直通） 0994-65-2511（代表）

FAX：0994-65-2524

メール：[fuka@town.kimotsuki.lg.jp](mailto:fuka@town.kimotsuki.lg.jp)

### 3. 参加資格

プロポーザル参加申込みをする者は、参加申請書の提出期限（令和 6 年 5 月 13 日）現在において、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと

(3) 国、鹿児島県及び肝付町のいずれかの指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること

(5) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること

(6) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び肝付町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと

- (7) 鹿児島県内もしくは隣接県（熊本県、宮崎県）内に、本社、支社又は営業所等を有していること
- (8) 本業務の実施にあたり、事務局との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対処できること
- (9) 本業務に必要な専門知識及び技術を有する者
- (10) 本業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務を受託した実績があること

#### 4. 実施スケジュール

本業務スケジュールは以下の通りとする。

内 容	期 日 等
募集要領、仕様書等の公表	令和6年4月22日（月）
プロポーザル参加申請書の提出期限	令和6年5月13日（月）
質問受付期間	令和6年5月13日（月） 9時から 令和6年5月15日（水） 17時まで
質問回答日	令和6年5月20日（月）
企画提案書提出期限	令和6年5月27日（月） 17時まで
一次審査（書類審査） 選考結果通知発送（メール・FAX）	令和6年5月29日（水）
二次審査（プレゼンテーション・対面）	令和6年6月 4日（火） <b>【予定】</b>
選考結果通知発送（書面）	令和6年6月 5日（水）
契約締結日（予定）	令和6年6月17日（月）

※一次審査（書類審査）は、参加者が5者を超えた場合のみ実施

#### 5. プロポーザル参加申請書の提出

##### (1) 受付期間

令和6年4月22日（月）から5月13日（月）まで

##### (2) 受付場所

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98 番地

肝付町役場税務課賦課係 家屋担当

TEL：0994-65-8414（直通） 0994-65-2511（代表）

FAX：0994-65-2524

メール：[fuka@town.kimotsuki.lg.jp](mailto:fuka@town.kimotsuki.lg.jp)

##### (3) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）

② 会社概要書（様式第2号）

※紹介用のパンフレットがある場合は併せて添付すること

③ 商業登記簿謄本又は登記簿謄本（1部）

④ 納税証明書又は滞納がないことの証明書（写し可）

・消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

・主たる営業所の所在地の市区町村税について未納の税額がないことの証明書

※当町の令和6年度入札参加資格を有する者は、③・④の提出を省略することができる。

(4) 提出方法

メール又は郵送（受付期限日必着）による

※メールの場合は送信後、上記（2）受付場所にて受信確認をとること。

6. 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

(1) 令和6年5月15日（水）17時までに質問書（様式第6号）にて提出のこと。

※提出は、持参、郵送、電子メールによることとし、電話での質問には回答しない。

また、質問提出締切日以降の質問は一切認めない。

(2) 質問書の提出先

5の（2）に同じ

(3) 質問の回答

令和6年5月20日（月）に全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を電子メールで全ての参加申込者に送付する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月27日（月）17時まで（必着）

(2) 提出場所

5の（2）に同じ

(3) 提出書類

① 企画提案書（様式任意）

・A4サイズまたはA3サイズの用紙を用いることとする。

・30ページを上限とし、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔かつ明瞭に記述すること。

・企画提案書には、本業務仕様書を踏まえ下記の事項を記載すること。

（ア）内容例（イメージできるもの）

（イ）業務スケジュール（別紙でも可）

（ウ）その他特記事項

② 業務実績調書（様式第3号）

概ね10年以内において、地方公共団体から受注した同内容の実績を添付すること。実績がない場合はその旨を記載して資料を提出すること。

③ 参考見積書（様式第4号）

内訳を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、見積書には代表者印を押印すること。

④ 業務実施体制（様式第5号）

(4) 提出部数 原本1部 副本10部

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

## 8. 提出書類作成に関する注意事項

(1) 企画提案書は本業務仕様書に示す業務内容について、地域性を踏まえた上で、調査方法及び解析手法、アピールポイント等を具体的に記載し、実行可能な提案を行うこと。副本は氏名・ロゴ名等を伏せ、提案者の特定ができる表現がないようにすること。

(2) 参考見積書には、本業務にかかる一切の経費を計上し、一式表現ではなく、内訳・積算の内容を明示すること。

(3) 本業務プロポーザルに要した費用については事業提案者が負担するものとする。

(4) プロポーザル参加申請書の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

(5) 提出する提案は、各者1件とする。

(6) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。

(7) 提出された書類は、返却しないものとする

(8) 提案に当たっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。

## 9. 提案額

(1) 提案上限額：135,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 支払条件

令和6年度：45,000,000円（上限額）

令和7年度：45,000,000円（上限額）

上記の金額を目安に企画提案書を作成すること。（見積額は、本件の提案上限額以内とする。）

※受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この上限価格での契約を約束するものではない。

## 10. 審査及び選定

一次審査（書類審査）から二次審査（プレゼンテーション審査）を経て、受託候補者及び次点の者を選定する。

(1) 審査方法

① 一次審査及び二次審査は、町職員で行う。

② 審査委員は、副町長（審査長）、総務課長、内之浦総合支所長、建設課長、税務課長、会計課長、農業振興課長、企画調整課長、デジタル推進課長とする。

(2) 一次審査

企画提案書等による書類審査を行う。

①審査及び評価項目

審査及び評価項目	
業務実績	・同種、関連業務の実績
業務遂行能力	・事業者の能力 ・配置予定者の能力
提案内容	・見積書の妥当性 ・実施方針等の妥当性

## ②結果通知

審査結果確定後、一次審査の可否についてのみ、すみやかに審査対象者全員へ書面で通知する。

## (3) 二次審査

プレゼンテーションにて審査を行い、受託候補者及び次点の者を選定する。また、参加者が1者のみの場合でも、総合評価点が6割を超えており、かつ、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を受託候補者として選定する。

### ①プレゼンテーションの審査及び評価項目

プレゼンテーションの審査及び評価項目	
提案内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・課税台帳との照合の妥当性</li><li>・家屋実地調査の妥当性</li><li>・家屋現況図、関連課税データ等閲覧システムの一体的運用の妥当性</li><li>・空き家調査、その他提案の妥当性</li></ul>

## ②結果通知

審査結果確定後、すみやかに審査対象者全員へ書面で通知する。

## (4) 審査結果の公開等

- ①開示請求できる者は、一次審査及び二次審査、それぞれの審査対象者のみとする。
- ②開示請求及び開示は、書面により行う。
- ③いかなる理由をもってしても他者提案の書類等の閲覧請求は認めない。
- ④選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。

## 11. プレゼンテーションの実施

プロポーザル審査委員会において、企画提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため提案者に対するプレゼンテーション（対面式）を実施する。

日時	令和6年6月4日（火）午後に実施予定とし、詳細については参加申請の提出期限後に速やかに連絡先 E-mail に送信して通知します。
場所	肝付町役場婦人研修室
持ち時間	1 提案あたり 提案時間 20 分以内・質疑応答 10 分以内
その他	説明の際にパワーポイント等を使用する場合には事前に事務局に連絡するものとし、必要な機材は各自持参するものとする。（プロジェクター、スクリーンは除く。）

## 12. 契約の方法等

受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して随意契約により委託契約を締結する。この協議には、企画提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更協議も含む。

受託候補者が辞退するか、資格要件を満たさなくなった場合、または協議が不調のときは、次点の者を受託候補者に選定するものとする。

## 13. その他

### (1) 無効となる提案

次の条件のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。

- ア. 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
  - イ. 関係者に対して工作等、不当な活動を行ったと認められる場合
  - ウ. 企画提案書が定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- (2) 提出された提案書の機密保持には十分配慮し、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案者は書類作成のために当町から受領したすべての情報について、当町の詳細を得ないで公表や本業務以外に使用しないこと。
- (4) プロポーザルへの参加申請者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。
- (5) 本業務プロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容については必ずしも提案内容に沿うものではない。

(別表) 肝付町家屋全棟調査業務委託に係る事業者選定審査基準

審査項目		審査基準	配点
1	事業者の能力、事業完遂能力	○資本金・従業員数・有資格者数について。	5
		○担当する責任者、主任技術者等の実績及び経験等について。	5
2	見積書の妥当性	○単価等は妥当であるか。予算の範囲内であるか。	5
		○工程との合理性及び整合性はあるか。	5
3	実施方針の妥当性	○前提条件を整理し本町の状況を的確に把握しているか。	5
		○町民・事業者への調査内容、対象者、調査方法などは整理されているか。	5
		○提案内容は的確で実現性があり、説得力があるか。	5
		○空き家調査業務の有益性や実現性はあるか。	5
		○各業務について効率的かつ効果的に工程管理が組まれているか。	5
		○業務ごとの報告・提出及び成果品の納入時期についても具体的に示したうえで、各業務について具体的かつ現実的な工程管理がなされているか。	5
4	業務推進体制	○指揮命令系統や業務分担などの体制は整っているか。	5
		○業務に対する取り組み意欲が感じられるか。	5
		○町との協議を行う仕組みが十分であるか。	5
		○事業所内の迅速な連絡体制が整っているか。	5
		○業務に従事するメンバーの人数、経歴、実務経験等	5
5	過去の同種業務実績	○同種業務の完了件数について。	5
		○同種業務の業務結果について。	5
		○家屋評価実績（比準、部分別）について。	5
		○関連業務の完了件数、業務結果について。	5
		○関連業務の種類について。	5
合 計			100 点

各項目 5 段階評価・・・5非常に優秀、4優秀、3普通、2やや劣る、1劣る